

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月26日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人のA社における賞与支払年月日は、平成16年12月22日、標準賞与額は20万円と記録されていたところ、17年2月3日付けで、申立人が同社において16年12月16日に被保険者資格を喪失した旨の処理がなされたことから、当該賞与は厚生年金保険の被保険者とはならない月に支給された賞与とされ、当該記録が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された賞与明細書(平成16年11月分)により、申立人は、申立期間にA社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の賞与支払年月日については、申立人から提出された預金通帳によると、平成16年11月26日に上記賞与明細書に記載されている差引支給額と一致する金額が振り込まれていることが確認できることから、同年11月26日とすることが妥当である。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、申立人が平成16年11月26日に賞与を支給されたにもかかわらず、オンライン記録では、申立人の賞与支払年月日は同年12月22日と記録されており、ほかに27人の賞与支払年月日についても申立人と同じ日付となっていることが確認できる上、このうち1人の同僚は、預金通帳により、申立期間の賞与は申立人と同日の同年11月26日に振り込まれていることが確認できると証言していることから、事業主が社会保険事務所（当時）に同年12月22日を賞与支払日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、33万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月16日
② 平成18年12月15日

A社から支給された申立期間①及び②に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された給与支給明細書（賞与）及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記給与支給明細書（賞与）において確認できる賞与額から、33万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認

められる。

一方、申立期間①について、A社は、「申立人は、平成18年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間①の賞与は申立人が被保険者資格を取得する前に支給したものであるため、当該賞与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、A社から提出された上記賃金台帳によると、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成14年10月は22万円、15年4月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から15年10月まで

A社の給与支払明細書で確認できる給与額よりも低い標準報酬月額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年10月及び15年4月について、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、当該月において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額から、平成14年10月は22万円、15年4月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年1月から11年2月までの期間、同年5月から14年9月までの期間、同年11月から15年3月までの期間及び同年5月から同年10月までの期間について、上記給与支払明細書（9年1月から同年12月まで、10年3月及び同年4月、同年6月、同年8月から11年2月まで、同年5月から15年8月まで並びに同年10月）及び申立人から提出された給与所得の源泉徴収票（平成7年分、8年分、10年分から13年分まで及び15年分）により、事業主が申立人の給与から控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成11年3月及び同年4月について、上記給与所得の源泉徴収票（平成11年分）には、当該年のうち数か月分の社会保険料控除額については加算されていないとみられることから、当該期間の社会保険料控除額を推認できないが、当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間の給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと考えられるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年10月及び同年11月は36万円、同年12月から15年11月までは30万円、同年12月から16年11月までは32万円、同年12月から17年11月までは44万円、同年12月から18年11月までは47万円、同年12月から19年11月までは36万円、同年12月から21年1月までは34万円、同年2月は32万円、同年3月から同年6月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から21年6月まで
申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。
申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年10月から21年1月までの期間については、課税庁から提出された給与支払報告書（個人別明細書）（平成15年分から22年分まで）により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間のうち、平成21年2月から同年6月までの期間については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準報酬月額については、上記給与支払報告書（個人別明細書）により推認できる保険料控除額等から、平成14年10月及び同年11月は36万円、同年12月から15年11月までは30万円、同年12月から16年11月までは32万円、同年12月から17年11月までは44万円、同年12月から18年11月までは47万円、同年12月から19年11月までは36万円、同年12月から21年1月までは34万円、同年2月は32万円、同年3月から同年6月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、上記給与支払報告書（個人別明細書）により推認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与支払報告書（個人別明細書）で推認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間③において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和40年12月27日、資格喪失日が42年1月21日と記録され、当該期間のうち、40年12月27日から41年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を40年12月27日とし、申立期間③の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から同年12月まで
② 昭和40年8月から同年11月まで
③ 昭和40年12月27日から41年8月1日まで

私は、B社に住み込みで半年間勤務した。また、C社では免許を取らせてもらったので、勤務していたのは間違いない。さらに、A社には1年間は勤務していた。しかし、申立期間①から③までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和40年12月27日、資格喪失日が42年1月21日と記録されており、当該期間のうち、40年12月27日から41年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、申立人は、「C社を退職後すぐにA社に入社して1年ぐらいは勤務していた。」と主張しているところ、申立人のA社に係る75条該当期間を含め

た被保険者期間はその主張とおおむね一致しており、オンライン記録によると、申立期間③当時に同社において75条該当期間が確認できる複数の同僚は、雇用保険記録によると、75条該当期間を含めた厚生年金保険被保険者期間と雇用保険被保険者期間がほぼ一致することから、申立人についても、資格取得日である昭和40年12月27日から同社に勤務していたことが認められる。

また、上述の同僚のうち一人は、給与支払明細書の内容を記録していたノートを保管しており、当該ノートの記録によると、75条該当とされた期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年8月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、オンライン記録によると、申立人及び申立人と同時期の資格取得者の大半の被保険者記録は、75条該当期間とされており、事業主が申立人を含む複数の被保険者の資格取得日に係る届出を当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行ったものと推認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和40年12月から41年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、B社の事業内容及び場所を詳細に記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「当時の人事記録は保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態については確認できないところ、同社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の名前は確認できず、整理番号に欠番は無い。

また、当該期間にB社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「B社では、入社から一定期間経過後に社会保険に加入させていた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当該同僚の資格取得日は、入社日から1年以上経過した後であることから、申立期間当時、同社では、入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、当該期間にC社で資格取得している複数の同僚が、「申立人と一緒に免許を取得する練習をしていた。」と証言している上、免許記録

によると、申立人は、昭和 40 年 9 月 24 日に免許を取得していることが確認できることから、同社で勤務していたことはいかがえるものの、同社の当時の事務担当者から提出された社員名簿によると、申立人の名前は確認できない。

また、C社は、申立期間②において申立人の勤務が確認できる資料を保管していない。

さらに、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は確認できず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社B工場に入社し、46年4月1日に同社C事業所に異動となった。49年8月31日に退職するまで継続して勤務しており、途中退職したことはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D厚生年金基金の記録、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日にA社B工場から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年2月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、オンライン記録により、申立人と同時期に異動したと考えられる同僚5人は、いずれも申立人と同日にA社B工場で資格喪失、同社C事業所で資格取得し、申立期間の被保険者記録が欠落しているところ、社会保険事務所（当時）が、当該5人全ての記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が申立人の同社B工場における資格喪失日を昭和46年3月16

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成22年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年4月及び同年5月

私は、ほとんど毎月一緒に、コンビニエンスストアで国民年金保険料と国民健康保険料を納付しているが、平成22年当時、申立期間の国民年金保険料が納付されていないという連絡があった。もし納付していなければ、手元に納付書が残っているはずだが、確認したところ無かったので、コンビニエンスストアで納付している旨を伝え、それなら行き違いがあるかもしれないので確認して折り返し連絡すると言われた。その後、連絡は無かったので大丈夫だと思っていたら、しばらくして、また同様の連絡があり、同じ説明を何回も行ってきた。毎月きちんと納付しているはずなのに、どうして申立期間の2か月の国民年金保険料のみが未納となっているのか不思議に思う。領収書はすぐに捨ててしまうので残っていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、ほとんど毎月一緒に、コンビニエンスストアで国民年金保険料と国民健康保険料を納付し、その納付場所は決まっていた訳ではないが、おそらくA店又はB店もしくはC店だと思っていると述べている。しかしながら、日本年金機構によると、コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料が収納された場合は、コンビニエンスストアの各店舗において、保険料受領時にバーコードにより読み込んだデータがコンビニエンスストア本部を経由して、日本年金機構に速報データとして送信されるとともに、同本部において当該データと各店舗から別途送付される領収済通知書を突合し、確定した収納データが日本年金機構に送信されるとしているところ、申立期間に係る保険料の収納データの受信記録は無いと回答している。

また、申立期間当時の住所地であるD市の申立人に係る国保収納平成22年度賦課収納状況によると、申立期間のうち、平成22年4月の国民健康保険料は同年4月30日に、同年5月の国民健康保険料は同年5月27日に納付されていることが確認できるところ、この収納日に基づき、前述の各コンビニエンスストア本部に同日の申立期間に係る国民年金保険料の収納記録及び領収済通知書（コンビニエンスストアにおいて3年間保管することとされている。）の照会を行ったが、いずれの本部も申立期間の国民年金保険料を領収した記録及び領収済通知書の保管は無いとの回答をしており、申立てを裏付ける資料等は得られなかった。

さらに、平成14年4月からは、国民年金保険料収納事務が国に一元化され、年金記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等からの電磁的データをもって収録されていることから、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人の平成22年及び23年に係るD市の「市民税・県民税 照会回答書」の社会保険料控除欄等の記載内容からは、申立期間の保険料が納付されていた状況はうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月

私の国民年金加入手続は、記録上、平成6年3月の会社退職に伴い、すぐに行われたのではなく、8年4月に遅れて行われたこととされており、申立期間の保険料は未納とされている。はっきりとは覚えていないが、申立期間の納付書が発行されていたのであれば、納付書が送付されてきた時点で保険料を納付したと思うので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。また、納付書が発行されていないのであれば、保険料を納付することはできなかったと思うので、申立期間の納付書発行の有無、納付済みとされている7年2月の納付日等も含め、なぜ申立期間の保険料が未納とされているのかも調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の納付書が発行されていたのであれば、納付書が送付されてきた時点で保険料を納付したと思うとしているものの、国民年金加入手続を行った時期、納付書が送付されてきた時期及び申立期間の保険料納付の有無等の記憶は明確ではないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年4月にA市B区に払い出され、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、同年4月26日に国民年金に係る受付をしたとする記載があることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した6年4月1日まで遡って国民年金被保険者資格を取得し、海外転出・転入のため同年5月3日に同資格を喪失、7年2月10日に被保険者資格を取得、同年2月19日に同資

格を喪失及び同年12月15日に被保険者資格を取得する事務処理が全て同時に行われたものとみられ、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に係る上記被保険者資格の取得及び喪失の事務処理は8年5月30日に行われていることが確認できるところ、日本年金機構によると、当該処理日を基準とした場合、過年度保険料に係る納付書の発行は、早くても翌週月曜日（同年6月3日）以降になるとしていることから、申立人の過年度保険料に係る納付書の発行可能日からみて、申立期間後の7年2月及び同年12月から8年3月までの期間に係る保険料については、時効成立前であったため、社会保険事務所（当時）において過年度保険料に係る納付書が作成・送付され、納付（納付日不明）したものの、申立期間に係る保険料については、既に時効が成立していたため、社会保険事務所において納付書が作成・送付されず、申立期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、A市によると、加入手続の際に被保険者に対して、依頼があれば区役所窓口で過年度保険料に係る納付書を発行することもあったとしているところ、申立人は、国民年金の加入手続の際に、区役所窓口において納付書を発行してもらったかどうかの記憶は無いとしており、同市において過年度保険料に係る納付書が作成され、申立人が申立期間の保険料を納付したものと推認することまではできない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、オンライン記録同様、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年6月まで

私は、両親や勤め先の店主に勧められて、20歳になった頃、A市役所で国民年金加入手続を行った。保険料は、加入手続後、しばらくたってから届いた納付書により、金融機関で1万円ぐらいを遡って一括納付した。遡って保険料納付したのはその時1回だけで、その後の保険料は、納付書が届くたびに定期的に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、A市役所で国民年金加入手続を行ったとしているものの、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月25日にA市において払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を49年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできず、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年*月から同年9月までの保険料については、既に時効が成立（2年）しており、遡って一括納付することができなかつたものとみられる。

また、前述の加入手続時期（昭和51年11月頃）を基準とすると、申立期間のうち49年10月から50年6月までの保険料については、過年度保険料として納付することは可能であったものの、申立人は、納付書により金融機関において1万円ぐらいを遡って一括納付したのは1回だけであるとしているとこ

ろ、国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の同年7月から51年3月までの保険料（9,900円）が52年10月8日に過年度保険料として一括納付されていることが確認できることから、一括納付の回数及び金額からみて、申立人が遡って一括納付したと記憶している保険料は当該期間の過年度保険料である可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 16 日
② 平成 16 年 1 月 16 日
③ 平成 16 年 7 月 16 日
④ 平成 17 年 1 月 14 日
⑤ 平成 18 年 1 月 16 日
⑥ 平成 19 年 7 月 13 日
⑦ 平成 21 年 7 月 16 日

申立期間①から⑦までについて、賞与が支給されているので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書(賞与を含む。)によると、申立人は、申立期間①から⑦までについて、A法人から賞与が支給されていることが確認できる。

一方、A法人は、平成 24 年 7 月 31 日付けで、申立期間①から⑦までに係る賞与の届出を行っていることが確認できるものの、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実がある場合であるとされているところ、当該給料支払明細書によると、当該賞与から保険料が控除されていることは確認できない。

また、申立期間当時に給与計算を担当していた者は、「賞与からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

このほか、申立期間①から⑦までにおいて、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑦までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 16 日
② 平成 19 年 7 月 13 日
③ 平成 21 年 7 月 16 日

申立期間①、②及び③について、賞与が支給されているので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書(賞与を含む。)によると、申立人は、申立期間①、②及び③について、A法人から賞与が支給されていることが確認できる。

一方、A法人は、平成 24 年 7 月 31 日付けで、申立期間①、②及び③に係る賞与の届出を行っていることが確認できるものの、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実がある場合であるとされているところ、当該給料支払明細書によると、当該賞与から保険料が控除されていることは確認できない。

また、申立期間当時に給与計算を担当していた者は、「賞与からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

このほか、申立期間①、②及び③において、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 1 月 16 日
② 平成 19 年 7 月 13 日

申立期間①及び②について、賞与が支給されているので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書(賞与を含む。)によると、申立人は、申立期間①及び②について、A法人から賞与が支給されていることが確認できる。

一方、A法人は、平成 24 年 7 月 31 日付けで、申立期間①及び②に係る賞与の届出を行っていることが確認できるものの、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実がある場合であるとされているところ、当該給料支払明細書によると、当該賞与から保険料が控除されていることは確認できない。

また、申立期間当時に給与計算を担当していた者は、「賞与からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

このほか、申立期間①及び②において、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 13 日
② 平成 21 年 7 月 16 日

申立期間①及び②について、賞与が支給されているので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書(賞与を含む。)によると、申立人は、申立期間①及び②について、A法人から賞与が支給されていることが確認できる。

一方、A法人は、平成 24 年 7 月 31 日付けで、申立期間①及び②に係る賞与の届出を行っていることが確認できるものの、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実がある場合であるとされているところ、当該給料支払明細書によると、当該賞与から保険料が控除されていることは確認できない。

また、申立期間当時に給与計算を担当していた者は、「賞与からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

このほか、申立期間①及び②において、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。